

令和元年度国立研究開発法人土木研究所調達等合理化計画の自己評価結果

(対象期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日)

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組状況 (※)	取組の効果	実施において明らかになった課題等	今後の対応
	令和元年度に開始した取組					
重点的に取り組む分野						
(1) 一者応札の改善に向けた取組						
① 競争参加者増加のための取組						
(a) 応札者に求める業務実績等について、過度な制限とならないよう一層の緩和を図り、多数の者が参加可能な要件の設定に努める。特に、契約予定金額が500万円を超える案件については、入札契約手続審査委員会等で参加要件や仕様についてチェックを行うものとする。		前年度に引き続き、入札・契約手続審査委員会等で参加可能者数を確認し、参加要件が過度に限定的なものになっていないか、仕様は具体的に記載されているか、また、業務内容に見合う十分な履行期間が確保されているかなどを審査した。	A (概ね実施)	参加要件の緩和や仕様の見直し、充分な履行期間の確保に努め、参加可能者数の拡大を図った。  【一者応札率】 令和元年度 50.7%  (過去5ヶ年における一者応札率) 平成30年度 44.9% 平成29年度 38.3% 平成28年度 42.1% 平成27年度 38.7% 平成26年度 46.0%  【平均応札者数】 令和元年度 1.9者  (過去5ヶ年における平均応札者数) 平成30年度 2.1者 平成29年度 2.3者 平成28年度 2.2者 平成27年度 2.4者 平成26年度 2.2者	一者応札となった新規コンサル案件について、参加しなかった業者にアンケート調査を実施したところ、人員の確保の問題、や業務の専門性・困難性等により、参加を見合わせたことが判明した。	2年度においても引き続き参加要件の緩和や仕様の見直し、充分な履行期間の確保に努めるとともに、入札情報配信サービスの一層の活用及び周知を図ることにより、参加業者の拡大を目指す。
(b) 調達情報について、土木研究所ホームページの他、国土交通省等の機関のwebサイトへのリンクの掲載やメール配信など幅広く周知を行う。		前年度に引き続き、調達情報について、土木研究所ホームページの他、国土交通省等のwebサイトへのリンクの掲載、JACIC NET、業界紙への掲載及び公告情報のメール配信など多様な方法により周知を行った。	A (概ね実施)	26年度に取組を開始した公告情報のメール配信の令和元年度の登録は435件と開始年度より約3.8倍の配信登録数となり、公告情報を迅速に周知したことによる参加者拡大に有効であったと認識している。  【公告情報メール配信登録数】 平成30年度 令和元年度 398件 ⇒ 435件 ※3月末時点		2年度においても引き続き実施する。
(c) 年間発注予定表(4半期ごとに見直す発注見込み情報)を土木研究所ホームページに掲載し、事業者に見込み可能性等を持たせ、入札参加拡大を図る。		ホームページに年間発注予定表を掲載し、4半期毎に発注予定を見直して情報を更新するとともに、更新情報を公告情報メール配信登録業者に配信した。	A (概ね実施)	事業者が容易に発注見込み情報を入力することが可能となった。		2年度においても引き続き実施する。
(d) 早期発注及び発注時期の分散化に努めるとともに、履行までの準備期間及び適正な履行期間の確保に取り組む。また、業務の特性を踏まえ、複数年度契約、年度を跨いだ履行期間を設定した発注又は翌年度予算を財源とした第4四半期における早期発注により、履行期間の分散化に取り組む。		所内周知(複数年度契約の拡大についての事務連絡発出やグループ長懇談会等)により、早期発注及び発注時期の分散化に努めた。また、履行開始までの準備期間及び適正な履行期間の確保に努めるとともに、業務の特性を踏まえ実施可能な案件については、複数年度契約、繰越制度などを活用した年度をまたぐ履行期間により、工期末の分散化、標準化を図った。  【履行期間の標準化取組件数】 複数年度契約 20件 年度を跨ぐ契約 22件	A (概ね実施)	上半期の発注率は55.49%(履行期間の標準化の取組件数を除く。)であった。 令和元年度 55.49% (過去5ヶ年における上半期発注率) 平成30年度 58.0% 平成29年度 60.4% 平成28年度 57.2% 平成27年度 60.7% 平成26年度 51.7%  また、上半期の平均応札者数が2.1者、下半期の平均応札者数が1.6者であり、早期発注が参加者拡大に有効であると認識している。 なお、履行期間の標準化の取組結果は以下のとおりであり、適正な履行期間を設定することにより品質は確保されると認識している。  【履行期間の標準化の取組】 ・複数年度契約 20件 1者応札率 35.0% 平均応札者数 1.9者 ・年度を跨ぐ契約 22件 1者応札率 59.1% <四半期別1者応札件数> 第1四半期 - 第2四半期 2件 / 2件 第3四半期 3件 / 5件 第4四半期 7件 / 15件 1月 2件 / 5件 2月 0件 / 3件 3月 5件 / 7件 平均応札者数 1.7者  (参考:平成30年度) ・複数年度契約 17件 1者応札率 58.8% 平均応札者数 1.8者 ・年度を跨ぐ契約 28件 1者応札率 50.0% 平均応札者数 1.7者		2年度においても引き続き実施する。
② 一者応札となった要因の把握						
建設コンサルタント業務で一者応札となった事案について、仕様書を入札したが入札に参加しなかった事業者に対してアンケート調査を実施し、その理由を確認し、一者応札となった原因を分析することで次回以降の調達に活用する。		新規発注業務で一者応札となった事案について、落札者以外からも仕様書等の配布申請があった事案26件を対象として、仕様書を入札したが入札に参加しなかった理由を確認し、改善可能なものであるか検証するためにアンケート調査を行い、23件について回答があった。	A (概ね実施)	事案毎にアンケート結果を分析することによって、今後の改善策の検討に活かすことが可能となった。		2年度においても引き続き実施する。

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組状況 (※)	取組の効果	実施において明らかになった課題等	今後の対応
	令和元年度に開始した取組					
(2) 調達経費の縮減等に関する取組						
① つくば5機関による共同調達を継続して実施する。未実施品目について、調達数量等を拡大した場合に受注可能な事業者、経済性のメリット等の調査を行った上で共同調達の適否を検討し、対象品目やグループといった共同調達等の規模の拡大を目指す。		つくば5機関による6件(事務用消耗品購入、OA用消耗品購入、コピー用紙購入、物品運送、トイレットペーパー購入、ゴム印製作)の共同調達を引き続き実施した。 また、平成28年度からつくば3機関による共同調達の対象として追加したガソリン・軽油についても引き続き実施した。	A (概ね実施)	実施前と比較し、概ね調達コストが低減されているが、物品運送に関しては、昨今の人手不足と働き方改革による人件費高騰の影響を受け、調達コストが上昇している。 また、調達コスト低減以外にも、共同調達としたことにより、それまで各機関が別々に契約手続を行っていたものを幹事機関に一本化されたことから、つくば5機関全体としての契約事務が軽減されている。	物品運送に関しては、近隣の運送業者がヤマト運輸と日本郵便の2社しかいないため、参入可能者の拡大が課題となっている。	2年度においても引き続き調達規模の拡大を目指すとともに、物品運送については発注ロットの見直しを検討する。
② 単価契約について、仕様の見直し、集約化の検討及び調達対象の拡充を行う。		パーソナルコンピュータの借上契約の集約化に努め、計画的に実施した。	A (概ね実施)	パーソナルコンピュータの借上契約の集約化に努めた。  【集約予定としていた件数】 令和元年10月 5件 → 1件(8台)	計画的な調達を実施していたところであるが、納入時期が消費税増税の駆け込み需要と重なり、入札が不調となった。	2年度においても引き続き集約化に努めるとともに、納入期限に余裕をもたせなど、入札要件等の緩和を検討する。
③ MPS(マネージド・プリント・サービス)の導入効果の検証を継続して行う。職員へのコスト削減に向けた意識啓発も継続し、プリント、コピー等に係る経費削減を目指す。		コスト削減等の効果について検証を行った。また、今年度も新たにポスターを作成し、執務室に掲示することで、職員のコスト削減に対する意識啓発を図った。	A (概ね実施)	29年度の導入1年目では、導入前と比較して年間換算して1,624万円のコスト削減が図られたところであるが、導入2年目の平成30年度は、211万円のコスト削減、導入3年目となる令和元年度は161万円のコスト削減となった。 これは、段階的に進めている適正配置化による出力機器台数の減少が主な要因である。 また、これまで単価契約として個別に契約していた複写機・プリンタ等借上、トナー購入、修理対応等の手続きがMPSに集約されたことにより、事務の効率化(人的コスト削減)が図られている。		2年度においても引き続き実施し、コスト削減効果の分析を進める。
④ 平成28年4月からの電力小売り全面自由化により、小口の電力調達についても、電力調達市場の状況及び経済的効果の調査結果を踏まえ、一般競争入札等の導入を検討する。		随意契約している電力調達について、電力調達市場の状況を踏まえつつ、経済的効果を調査したうえで、一般競争入札の導入の可否を検討した。	A (概ね実施)	随意契約している各施設(雪崩・地すべり研究センター、自然共生研究センター、建設材料研究施設、遠東実験棟)毎に、環境配慮契約法に基づく二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減に関する取組状況について入札条件を定めることが出来ること及び各エリア毎に複数の電力供給会社があり、年間約5%(13千円)のコスト削減が見込まれることが確認できたため、一般競争入札の導入が可能であるとの判断に至った。 また、一部の施設では環境配慮契約法に基づく電気の一般競争入札を実施した。	各施設(雪崩・地すべり研究センター、自然共生研究センター、建設材料研究施設、遠東実験棟)は関東、中部、東北とエリアが分散しており、各エリア毎の一般送配電事業者が他の事業者エリアへ電力供給を行っていないことから、各エリア毎に発注手続きを行うしか方法がなく、現在は一括発注による一般競争契約が困難であることが確認出来た。	既に一般競争を実施している施設を参考に、2年度においても各施設毎に一般競争入札を実施する。
(3) 調達及び契約方法の多様化						
① 総合評価落札方式等の活用						
発注業務の品質確保のため、平成26年度から試行している総合評価落札方式(標準型)の活用を推進するとともに、平成27年度から開始した、品質を確保しつつ競争参加者・発注者双方の事務負担軽減等のためにヒアリングを行わず書類審査のみとした、総合評価落札方式(簡易型)の試行の拡大を図る。また、研究業務の高度化・充実化に資することが期待されるプロポーザル方式についても積極的に活用する。		品質確保を図るため、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる建設コンサルタント業務については、総合評価落札方式を積極的に活用するよう発注担当者に周知した。その結果、令和元年度は総合評価落札方式「標準型」及び「簡易型」を各1件、その他、簡易公募型プロポーザル方式による発注を7件実施した。 また、参加表明書と技術提案書の提出を同時に行うことにより、品質を確保しつつ、競争参加者・発注者双方の事務負担軽減等のため、入札手続期間の短縮を図る簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式の令和2年度導入に向けた整備を行った。	A (概ね実施)	当所及び参加事業者双方の業務コストの改善に有効な手段であり、また、品質確保につながったと認識している。  【建設コンサルタント業務】 (総合評価落札方式) 平成30年度 令和元年度 標準型 0件 ⇒ 1件 簡易型 1件 ⇒ 1件  (簡易公募型プロポーザル方式) 平成30年度 令和元年度 6件 ⇒ 7件		2年度においても引き続き活用を推進するとともに、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式を導入することにより、さらなるプロポーザル方式の拡大を目指す。
② 参加者の有無を確認する公募の活用		特殊な実験施設改修等について、全3件実施した。	A (概ね実施)	契約の公正性・競争性を確保しつつ、合理的な調達が行えた。  平成30年度 令和元年度 3件 ⇒ 3件		2年度においても引き続き実施する。
③ 複数年度契約の活用		(1)①(d)と同じ				2年度においても引き続き実施する。
調達に関するガバナンスの徹底						
(1) 随意契約に関する内部統制の確立						
随意契約を締結することとなる案件については、事前に入札契約手続審査委員会等に諮り、国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則(平成18年4月1日達第4号)等に規定した「随意契約にすることができる事由」との整合性や、発注条件及び仕様書の見直し等による競争性のある入札・契約方式への移行の可否について点検を行う。		入札契約手続審査委員会等において、全14件の点検を行った。	A (概ね実施)	公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達が実施されたと認識している。  平成30年度 令和元年度 12件 ⇒ 14件		2年度においても引き続き実施する。
(2) 不祥事の発生防止のための取組						
他法人で発生した不祥事の事例を紹介するなど発注者綱紀保持を含むコンプライアンス講習会及びコンプライアンスミーティングを定期的に行う。また、全職員にコンプライアンス携帯カードを配付して意識啓発を図る。		外部講師(弁護士)によるコンプライアンス講習会を全職員が参加できるよう、延べ6回開催した。また、コンプライアンス携帯カードを全職員に配付した。 さらに、日常業務等における具体的な事例をもとに、各課・チーム内において職員相互間で意見交換を行うコンプライアンスミーティングを上・下半期毎に実施した。	A (概ね実施)	年一回受講のコンプライアンス講習会に加え、上・下半期毎にコンプライアンスミーティングを実施することで、これまで以上にコンプライアンスに関する理解の促進と職員の意識向上が図られ、不祥事の発生防止に有効であったと認識している。		2年度においても引き続き実施する。

(※)A: 計画に記載した内容を概ね実施した取組

B: 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて調整を行った取組

C: 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組